



最低賃金制度のマスコット
チェックマン

岡山県最低賃金

が改定され、令和5年10月1日に発効!

必ずチェック! 最低賃金 使用者も、労働者も。

地域別最低賃金

時間額

932 円

効力発生日

令和5年10月1日

● 「地域別最低賃金」は、岡山県内で働くすべての労働者に適用されます。

● 次の賃金は、最低賃金に算入されません。

- ① 精皆勤手当・通勤手当・家族手当
- ② 時間外手当・休日手当・深夜手当
- ③ 臨時に支払われる賃金
- ④ 1月を超える期間ごとに支払われる賃金



© 岡山県 「ももっち・うらっちと仲間たち」

岡山労働局ホームページ

岡山労働局 検索

<https://jsite.mhlw.go.jp/okayama-roudoukyoku/>